

四月三日（水曜日）

出席議員

出席議員	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	欠席議員	四	欠	なし
のぐち	けんたろう	美紀	雄一郎	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	敦子	こうき	宮崎	宮野	宮野	なし	なし	なし	なし
十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番	三十四番	なし	なし	なし	なし
たかはま	なおき	れい子	てるよし	やすとし	としかね	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	泰修	一仁	けさ子	関川	板倉	美千代	なし	なし	なし	なし

出席説明員

区長	成澤	廣修	児童相談所開設準備担当部長	栗山
副区長	佐藤	正子	保健衛生部長	矢内
教育長	加藤	裕一	兼文京保健所長	真理子
企画政策部長	新名	幸男	都市計画部長	鵜沼
総務部長	竹名	弘一	土木部長	小野
危機管理室長	渡邊	了博	資源環境部長	木幡
区民部長	高橋	征史	施設管理部長	松永
アカデミー推進部長	長塚	隆博	会計管理者	宇民
福祉部長	鈴木	裕佳	教育推進部長	吉田
兼福祉事務所長	矢木	孝佳	監査事務局長	吉岡
地域包括ケア推進担当部長	多田	幸一郎	総務課長	武藤
子ども家庭部長	田島			充輝

事務局職員

事務局局長	佐久間	康一	議事調査主査	下笠	由美子
議事調査主査	杉山	大樹	議事調査主査	糸日谷	友
議事調査主査	小松崎	哲生	議事調査担当	阿部	隆也

議事日程

日程 第一 議案第八十四号 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

午後二時開議

○議長（白石英行）

会を開きます。

ただいまから、令和六年四月文京区議会臨時議

○議長（白石英行）

まずは、本日の会議録署名人の指名を行います。

七番 高山 かずひろ 議員

二十七番 上田 ゆきこ 議員

を指名いたします。

○議長（白石英行） 次に、本臨時議会の議会期間は、本日一日間といたします。

○議長（白石英行） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二三文監第一四九号

令和六年三月二十五日

文京区監査委員

渡部 敏明

同

松本 理恵子

同

田中 利周

文京区議会議長 白石英行 様

定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を決定し、別紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二三文監第一五二号

令和六年三月二十五日

文京区監査委員

渡部 敏明

同

松本 理恵子

同

田中 利周

文京区議会議長 白石英行 様

定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を決定し、別紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二三文監第一四三号

令和六年三月二十五日

文京区監査委員

渡部 敏明

同

松本 理恵子

同

田中 利周

文京区議会議長 白石英行 様

令和五年度二月份例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の第二項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和五年度二月份の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和六年三月二十一日、二十二日

三 検査の結果

(1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第一 議案第八十四号 文京区特別区税条例の一部を改正する  
条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第八十四号につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第八十四号は、文京区特別区税条例の一部を改正する条例でござ

います。本案は、地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案

するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、  
原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第八十四号は、総務区民委員会に付託したいと思えます。これ  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。議案第八十四号は、総  
務区民委員会に付託することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会委員の方々は、第一委員会室に御参集ください。

午後二時三分休憩

午後二時二十五分再開

○議長（白石英行） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたしま  
す。

この際、総務区民委員会から議案第八十四号について、議案審査報  
告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

議案第八十四号、文京区特別区税条例の一部を改正する条例を議題  
といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、三十一番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 総務区民委員会委員長高山泰三議員。

〔総務区民委員会委員長高山泰三議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（高山泰三） ただいま議題となりました議  
案第八十四号につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び  
結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第八十四号は、文京区特別区税条例の一部を改正する条例です。  
本案は、地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。  
以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第八十四号に

つきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第八十四号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第八十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第八十四号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

したがって、本臨時議会の議事は全て終了いたしました。

区長から御挨拶がございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 令和六年四月臨時議会の日程終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

二月定例議会が終了して間もない中、また、年度初めの御多忙中にもかかわらず、臨時議会を開催いただき、深く感謝申し上げます。

今回、御提案申し上げました案件は、定額減税の実施及び能登半島

地震災害による損失に係る特例を定める区税条例の改正案一件でございますが、原案のとおり御可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年度も、全庁が一丸となり、区民の皆様のために邁進してまいりますので、議員の皆様方におかれましても、更なる御鞭撻（べんたつ）・御協力を頂きますようお願い申し上げます。日程終了の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（白石英行） これをもちまして、令和六年四月文京区議会臨時議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十八分散会